

入札注意事項（電子入札対象案件） （測量・建設コンサルト等業務）

1 設計図書の入手方法等

閲覧設計図書については、あらかじめ指定のある場合を除き京都府入札情報公開システム（https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/）の「入札公告・入札情報」からダウンロードしてください。

やむを得ず窓口配布を希望する場合は、入札通知書に記載する期間内に監理課に問い合わせの上、入手してください。

2 入札方法

電子入札システムからの提出とします。

（<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Acceptor/>）

委託内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

3 入札回数

2回までとします。ただし、予定価格の事前公表を行った場合は1回とします。再度入札となる場合は、別途通知する期間内に入札を行ってください。通知期間内に入札のない者は無効とします。

4 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

5 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この業務は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

6 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

7 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

8 その他

- (1) 入札参加者は、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (2) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。ただし、電子入札参加者は、電子入札システムへの入札辞退届の登録をもって代えることができます。
- (3) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反したりするなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し、文書で通知します。

9 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 6 2 3 - 8 5 0 1

所在地 京都府綾部市若竹町 8 - 1

綾部市役所本庁東 3 階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)

FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp